基準点から一五八度二分二九秒
一七二四・二九四メートルの地点　一号
標柱一号から七一度〇分一八秒
三六・四〇四メートルの地点　二号
標柱二号から一一六度三八分二九秒
一二五・〇三七メートルの地点　三号
標柱三号から一九一度二六分五五秒
五五・〇六二メートルの地点　四号
標柱四号から二八二度四二分二五秒
一三四・五六八メートルの地点　五号
標柱五号から三三一度五七分二六秒
三七・二三〇メートルの地点　六号
三(一)　砂防法第二条の土地の表示
柊南渓流
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口市下小鯖字上高郷七四二番内四等三角点鯖地を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一六度二六分二一秒
一一六・五六二メートルの地点　一号
標柱一号から六六度三分五九秒
三四・二三九メートルの地点　二号
標柱二号から一五度二〇分三九秒
一五四・九五二メートルの地点　三号
標柱三号から九二度一六分四七秒
一一八・二五三メートルの地点　四号
標柱四号から一五九度五九分六秒
一一〇・〇六六メートルの地点　五号
標柱五号から一九一度一分三一秒
四六・五四八メートルの地点　六号
標柱六号から二四四度四九分二五秒
八四・二四六メートルの地点　七号
標柱七号から二六九度二分四九秒
一三〇・六九一メートルの地点　八号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
芦谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口市大字下小鯖字下埋淵一五六六番地内四等三角点芦谷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二〇度三分一一秒
三七〇・二一三メートルの地点　一号
標柱一号から三五六度五分二三秒
六五・六〇八メートルの地点　二号
標柱二号から四度五四分三三秒
一二二・七〇七メートルの地点　三号
標柱三号から四六度一三分五三秒
七二・九四七メートルの地点　四号
標柱四号から一五二度七分一九秒
一四七・七五三メートルの地点　五号
標柱五号から二一七度五〇分一四秒
一四四・八〇〇メートルの地点　六号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小鯖7
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口市大字上小鯖字東大平一二三二番地の一内四等三角点東大平を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から七八度一五分五五秒
六〇五・五三〇メートルの地点　一号
標柱一号から二六〇度一七分二八秒
五一・三〇四メートルの地点　二号
標柱二号から三〇八度〇分二一秒
一〇一・七五七メートルの地点　三号
標柱三号から二七度二七分二二秒
一一一・七〇六メートルの地点　四号
標柱四号から一二三度一二分〇秒
四四・三九八メートルの地点　五号
標柱五号から一五一度二〇分四三秒
八八・九八一メートルの地点　六号
六(一)　砂防法第二条の土地の表示
自由ヶ丘1
(二)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
防府市大字高井字仙山六四二番地先四等三角点高井を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二九三度一一分四四秒
六二九・七三三メートルの地点　一号
標柱一号から二九七度五八分一六秒
五六・五〇二メートルの地点　二号
標柱二号から三二六度一八分一〇秒
一六三・五一二メートルの地点　三号
標柱三号から六〇度一一分三四秒
九〇・〇〇七メートルの地点　四号
標柱四号から一二六度三〇分三五秒
一四一・七五六メートルの地点　五号
標柱五号から一七四度四五分三四秒
八三・八九六メートルの地点　六号

○関東地方整備局告示第三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年二月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

その関係図面は、平成二十二年二月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
大月市駒橋二丁目字仲山一七一九番一から同市大月町花咲字宮ノ西二三三番二まで	前	BA	七・二〇〇～三四・〇〇〇メートル 五・四〇～七三・〇〇〇メートル	三・一二三キロメートル 二・九二二キロメートル
	後	BA	七・二〇〇～三四・〇〇〇メートル 五・四〇～七三・一〇〇メートル	三・一二三キロメートル 二・九二二キロメートル

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十三第二項の規定に基づき、次のとおり自転車歩行者専用道路を指定するので、同条第五項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月二十三日から二週間関東地方整備局及び同局首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二百九十八号
三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
市川市国分六丁目九七二番五地先から同市国分六丁目九五八番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	四・〇〇～四・〇〇メートル	〇・一七三キロメートル

四　指定する期日　平成二十二年二月二十四日

○関東地方整備局告示第三十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年二月二十三日

関東地方整備局長　菊川　滋

一　登録番号
関東地方整備局長　8
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	戸田　敬里、茨木　清隆、大江　勉、大塚　順彦、大橋　重男、黒田　清行、坪山　雄一、山本　隆、安村　長生
変更後	戸田　敬里、茨木　清隆、大江　勉、大塚　順彦、大橋　重男、黒田　清行、大石田久宗、山本　隆、安村　長生

(2)　変更年月日
平成二十一年四月三十日